

加古川駅周辺まちづくり検討会設置要綱

(設置の目的)

第1条 加古川駅周辺において「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを形成し、人中心の空間と賑わいの創出に向けて、有識者等関係者の意見を聴取し検討するため、加古川駅周辺まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 加古川駅周辺における賑わい創出に関すること。
- (2) 加古川駅周辺の再整備計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、市長が選任する委員で構成する。

(任期)

第4条 検討会の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、任期を延長することができる。ただし、補欠により任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 前項の規定に関わらず、会長がやむを得ない理由があると認める場合は、書面により会議を開くことができるものとする。
- 4 検討会は、委員のほかにアドバイザーを置くことができる。
- 5 検討会は、必要に応じ、アドバイザーに対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 検討会は、必要があると認めるときは、会議に委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 会議は、非公開とする。ただし、出席した委員の過半数の者の同意を得たときは、公開とすることができる。

(専門部会)

第7条 検討会には、専門の事項について検討を行うため、専門部会として「ウォークブル・景観部会」「再開発施設部会」「交通広場部会」を設置し、市長が選任する委員で構成する。

- 2 専門部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 3 第4条、第5条、前条、第8条、第9条並びに第10条の規定は、専門部会について準用

する。この場合において、これらの規定中「検討会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会の委員」と読み替えるものとする。

(代理出席)

第8条 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できない場合において、会長が認めるときは代理者を出席させることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償費等)

第10条 市は、委員及び専門部会の委員に対し、報償費及び費用弁償としての旅費を支給することができる。

2 検討会の委員以外の者が、検討会に出席した場合は、報償費及び費用弁償としての旅費を支給することができる。ただし、再開発施設部会の報償費及び費用弁償としての旅費は支給しない。

3 報償費の額は、会長は月額11,000円、委員は月額9,000円とする。

(庶務)

第11条 検討会の庶務は、加古川市都市計画部加古川駅周辺再整備推進課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月6日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる会議(委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。)は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。